

以下に当てはまる場合のみ、健診結果の写しと一緒に提出ください。

- ・ 健診結果に記載のない項目がある場合(下表参照)
- ・ 特定健診項目以外が健診結果に含まれている場合

質問票 兼 同意書

フリガナ 氏 名			
健康保険の記号		番号	

※健康保険の記号と番号については、健康保険証以外に「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「マイナポータルの健康保険の資格情報画面」でも確認することができます。

健診結果に記載のない項目について記入してください。

問診項目等の確認（※該当する項目に☐を、「腹囲」には数値を記入してください）	
既往歴	☐ なし
	☐ あり（ ）
自覚症状	☐ なし
	☐ あり（ ）
他覚症状	☐ なし
	☐ あり（ ）
服薬歴	☐ なし
	☐ 血圧を下げる薬
	☐ コレステロール又は中性脂肪を下げる薬
	☐ 血糖を下げる薬
喫煙歴	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 ※「習慣的な喫煙」とは、以下の条件を両方満たす状態を指す。 ①:最近1ヶ月吸っている ②:生涯6ヶ月以上吸っている、又は合計100本以上吸っている
	☐ 習慣的に吸っている(①と②を両方満たす)
	☐ 以前は吸っていたが、最近1ヶ月は吸っていない(②のみ満たす)
	☐ 吸っていない
腹囲	cm
採血時間 (血糖)	☐ 空腹時（食後10時間以上経過）
	☐ 随時（食後3.5時間以上10時間未満経過）
	☐ 食直後（食後3.5時間未満） ※提供対象外の場合あり

※健診結果と上記質問票を合わせても項目が不足すると、提供いただいた健診結果を登録できない場合がございます。
ご提出前に記入漏れがないか再度ご確認をお願い申し上げます。

特定健康診査項目以外を含む健診結果をご提出される場合は、以下にご本人様の署名をご記載ください。

事業主様 私は特定健康診査項目以外を含む定期健康診断の結果を、全国健康保険協会静岡支部へ提供することに同意します。	【受診者署名】
--	---------

【定期健康診断結果の提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条において、保険者（協会けんぽ）は事業主等に対して定期健康診断結果の写しを提供するよう求めることができます。また、提供を求められた事業主等は、保険者に対して定期健康診断結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業主が定期健康診断の写しを保険者に提出することは、「個人情報の保護に関する法律」においても、法令に基づく場合にあたるため、第三者提供にかかる本人の同意は不要であると定められています。

ただし、提供される健診結果に、特定健康診査（以下「特定健診」といいます）項目以外の健診結果が含まれる場合は、健診を受診されたご本人様の同意が必要となります。

事業主様へ

定期健康診断結果をご提供される際に、特定健診項目以外の健診結果が記載されている場合は、必ず受診された従業員様から同意（表面下部への署名）を得ていただきますようお願いいたします。

健診受診者（従業員）様へ

事業主様が協会けんぽに対して、特定健診項目以外の健診結果が含まれている定期健康診断の結果の写しを提供することに同意していただける場合は、表面下部に署名をお願いいたします。

※ 特定健診項目以外の健診結果については、全国健康保険協会において利用いたしません。なお、ご提供いただいた定期健康診断結果の写しについては、特定健診項目のみを登録後、適宜廃棄させていただきます。

【ご提供をお願いする健診結果の項目等】

1. 対象者

受診日において協会けんぽに加入している被保険者

※ 生活習慣病予防健診を受診された方、またはこれから受診予定の方は除きます。

2. 特定健診項目

(1) 基本データ

氏名（カナ）、生年月日、性別、健診実施日、健診機関名、健康保険の記号・番号

(2) 健診項目

身長、体重、BMI、腹囲、血圧、脂質（空腹時中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNon-HDLコレステロール）、空腹時血糖又はHbA1c（NGSP値）又は随時血糖、肝機能（AST、ALT、γ-GT）、尿糖、尿たんぱく、採血時間

(3) 問診票

既往歴、自覚症状、他覚症状、服薬歴（血圧、血糖、脂質）、喫煙歴、メタボリックシンドローム判定、医師の診断（判定）、健診を実施した医師の氏名

【ご参考】

「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号） 第27条

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。